

おんねんファミリー

秩父市では、世界基準の安心・安全なまちづくりを進める都市として、セーフコミュニティの取り組みを推進しています。セーフコミュニティとは、「事故やケガは偶然起こるのではなく、予防することができるといふ理念に基づき、根拠となるデータを検証しながら、市民の皆さんとさまざまな団体が協働して予防対策を行う安心・安全なまちづくりです。今回は交通安全対策委員会の取り組みについてご紹介します。

交通安全対策委員会では、「高齢者・子どもを対象とした交通安全教室」、「交通安全啓発のための街頭キャンペーン」、「交通事故多発地点への環境整備」、「自転車乗車時のヘルメットの着用促進」などの取り組みを推進しています。

「交通安全教室」では、高齢者の早朝や夕暮れ時の歩行中の重傷事故が多いことから、高齢



秋の交通安全運動出発式の様子

者を対象に、暗い時間での歩行時の安全に重点を置いた講習を行うとともに、反射材の効用について説明しています。

また、子どもを対象とした交通安全教室では、一時停止・道路横断時の安全確認を中心に指導を行い、秩父警察署と連携し、「子ども自転車免許制度」の普及・拡大、自転車乗車時のヘルメットの着用を推進しています。

また、交通安全教室を開催してもその会場に来るのが難しい高齢者のために、直接高齢者宅を訪問し、交通安全の呼びかけと反射材着用強化の観点から、反射材の配布を行っています。「交通安全啓発のための街頭キャンペーン」では、追突事故が多い地域に対し追突事故防止に重点を置いたキャンペーンを展開しています。

「交通事故多発地点への環境整備」では、高齢歩行者の死亡事故が発生した交差点に信号機



黒谷での交通安全街頭キャンペーンの様子

や看板を設置、追突事故の多いエリアに「追突注意」の反射立看板を設置しています。

また、市内のタクシーやバスのプロドライバーに対して、危険行為の有無など、交通マナーに関するアンケートを実施したところ、特に自転車乗車中の危険行為に対する指摘が多く寄せられました。

自転車の乗車には、安全利用のための五則があります。

1. 「自転車は、車道が原則、歩道は例外（下段※）」
2. 「車道は左側を通行」
3. 「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」
4. 「安全ルールを守る①飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

- ②夜間はライトを点灯③交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5. 「子どもはヘルメットを着用」

自転車安全利用五則を遵守し、自転車の安全利用を心がけましょう。

繰り返しになりますが、交通事故やケガを少しでも少なくしていくため、

「夜間や暗くなつてからの歩行の際は、反射材を着用する」

「自転車乗車の際は、ヘルメットを着用し、ルールを守って安全に利用する」

「道路横断時は、横断歩道を利用する」

「車の運転の際に、横断歩道で待つている人がいたら止まる」以上のようなことを日ごろから心がけ、安心・安全なまちづくりにご協力ください。

※自転車歩道が歩道を通行することができる例外規定

①「自転車歩道通行可」の標識がある場合、②13歳未満および70歳以上の方、障がい等により安全に車道で自転車に乗ることができない方、③自動車と接触の危険があるなど自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ない場合

問 危機管理課 ☎ 22-2206

